

事 務 連 絡

令和3年4月15日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和3年度高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業（成果連動型民間委託方式による保健事業）」の実施に係る公募要領について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。標記については、別添の「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業（成果連動型民間委託方式による保健事業） 公募要領」（以下「公募要領」という。）により行うこととされたので、お知らせします。

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業
(成果連動型民間委託方式による保健事業)
公募要領

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業（以下「本推進事業」という。）の実施に当たっては、「令和3年度高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱」に定めるもののほか、本公募要領によることとする。

1. 補助対象

本推進事業において公募を実施する補助対象は、健康保険組合（以下「組合」という。）とする。

2. 事業の目的

本事業は、組合が成果連動型民間委託方式（以下「PFS(Pay For Success)」という。）による保健事業のモデルを構築することを目的とする。なお、PFSによる保健事業とは、保険者が民間事業者に委託等して実施させる保健事業のうち、その事業により解決を目指す健康課題に対応した成果指標が設定され、民間事業者に支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動するものを指すこととする。成果指標の改善状況に連動するリスクを民間事業者が負うことで、より事業の費用対効果が高まり、効果的・効率的な保健事業を実施することにつながることを期待される。

3. 事業内容

本事業を申請する組合は、加入者の健康課題を把握し、健康課題の解決につながる保健事業をPFSにより実施し、本事業のスキームや実績、また事業実施により得られた課題等を報告書にまとめるなど、PFSによる保健事業のモデルの横展開に資する基礎資料を作成する。

4. 対象事業

成果連動型の保健事業であること。

※組合選定にあたっては、事業内容のバランスを勘案し偏りのないよう選定する。

<保健事業例>

- i) 被扶養者を対象とした保健事業（例：特定健康診断、特定保健指導の実施率向上のための事業 等）
- ii) 上手な医療のかかり方を促す取組（セルフメディケーション等）
- iii) メンタルヘルス対策に関する事業
- iv) 生活習慣病の重症化予防事業
- v) 喫煙者に対する禁煙支援事業
- vi) がん検診の個別受診勧奨事業

※上記例はあくまで一例であり、その他幅広く事業募集を募るものです。

5. 公募要件

(1) 以下の事項が記載された事業計画に基づき、事業を実施すること。

① 事業目的

健康課題や事業実施する上での課題及び本事業の目的

② 事業概要

健康課題や事業実施する上での課題を解決するための具体的な手法、実施機関、対象者、その他事業実施に必要な事項に関するもの

③ ロジック・モデル

保健事業の実施による健康寿命延伸もしくは医療費適正化関係性（以下「成果」という。）を論理的に示すもの

④ 成果指標

成果そのものを定量化するための指標又はその中間指標。成果指標を測定するための具体的手法（既存の統計データの活用、対象者アンケートの実施等）についても事業計画に明記することとする。

〈留意事項〉

- ・目標水準の設定に当たっては、過去の取組等を踏まえて、現実的でありつつ、野心的な目標となるよう支払条件を設定すること
- ・季節要因による毎年の数字の変動等、外部要因を勘案した支払条件を設定すること
- ・大規模災害や感染症、経済ショックなどの外部要因の甚大な影響が生じた場合の支払条件の取り決めを定めること

(2) 健保組合と民間委託業者間における支払条件

- ・保健事業の成果に連動させる条件を規定したもの
- ・設定した成果指標及び支払条件について、既存の類似事業と事業費ベースで比較する等その合理性について疎明すること。その際必要に応じて資料を添付すること。

(例) 昨年度実施した同種の成果連動ではない委託事業は、事業費●●円万円で○○件の成果を上げた。それに比べて、本事業では同じ事業費●●万円で□□件の成果が見込まれる。よって、1件あたりの支払いを△△円とする。

- ・総事業費は、事業の完了をもって支払われる基礎分と、成果指標の達成度合いに応じて支払われる成果連動分で構成する。その際、基礎分の大小に応じて、事業者にとってのリスク・リターンが変動するため、事業特性等に応じて、基礎分と成果連動分の適正なバランスをとること。なお、成果連動分は総事業費の2割以上であること。また、基礎分についても、必ずしも固定額とはせず、例えば、プログラム参加者の人数に応じて金額を定める従量制も可能とする。
- ・事業が複数年度にまたがる場合は、最終年度における成果指標に連動した報酬の支払条件を設定することに加え、当該年度末における成果指標に連動した支払条件も設定すること。

(3) 事業実施における健保組合及び民間委託事業者それぞれの役割を明確にすること。 なお、評価の透明性、客観性を担保する観点から、第三者評価機関を設置してもよい。その場合も役割については明確にすること。

〈留意事項〉

- ・委託者（健保組合）と受託者（民間委託業者）のインセンティブの方向が揃うよう、委託者もしくはその担当者にも、受託者の成果指標と同じ指標又はその中間指標を、令和3年度データヘルス計画の目標、もしくは、当該計画に追加を予定する新たな目標との整合性がとれるようにすること。
- ・事業実施中に想定外の困難が生じた際に、より広い視点から解決策を検討できるよう、健保組合の常務理事等が事業の設計、中間評価、最終評価の各段階で、民間委託業者との打合せに参加する等、事業の成果をだすために主体的に関与すること。

(4) 事業実施、外部への事業委託等に当たっては、安全性に十分留意するほか、個人情報保護法等を遵守するなど加入者のプライバシーに十分配慮すること。

※事業実施にあたり、「成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドライン」（令和3年2月内閣府成果連型事業推進室）を参考にして下さい。

<https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf>

6. 組合の選定

選定は、当課において、応募要件に該当する旨を確認した後、厚生労働省に設置する本事業に関する選定委員会が申請書等の審査を行い、選定する。なお、選定においては別表の評価基準に従って審査を非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じない。

7. 報告・補助期間及び補助金額・助成の対象範囲

(1) 報告

本推進事業において実施した事業については、令和4年5月末までに当課宛てに報告する。この報告書は、当課で審査を実施した上で公表するものとし、様式は別途連絡する。

(2) 補助期間

令和3年4月1日～令和4年3月末日

※事業が複数年度にまたがる場合の成果連動分の支払については、当該年度末における成果指標に連動した支払分が対象となる。

(3) 補助金額

1組合あたり、上限1,000万円とする

なお、総事業費が上限額を超える場合、超えた分は組合負担とする。

(4) 助成の対象範囲

助成の対象範囲については、以下の点に留意すること。

- ① 総事業費のうち、基礎分が補助金の上限額を超える場合であっても、補助金を全額基礎分に充てることは差し支えない。その場合、補助対象は令和3年度内にかかった経費となるが、成果指標値を改善するために、健保組合と委託事業者との契約期間を複数年度としても差し支えない。
- ② 参考図書、医薬品等の配布のみの事業となるものについては、補助金の交付対象の事業とは認めないこと。
- ③ この補助金による保養施設等の整備事業は該当しないこと。
- ④ 健診等に必要な医療機器の購入経費は、交付の対象経費にはみとめられないこと。
- ⑤ 保健事業への参加者の交通費、茶菓飲食費、各種施設の入場料等は、原則として自己負担とすること。

8. 申請

申請に当たっては、以下の事項を厳守の上、別添申請書を作成し、提出すること。提出部数は5部（原本1部、写し4部）とし、いずれも、A4片面印刷、ホチキス止め無しとすること。

(1) 提出方法

- ① 申請書は、配達状況を確認できる方法により、提出期限までに必着するよう余裕をもって送付すること。応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「令和3年度成果連動型による推進事業申請書類」と明記すること。
- ② やむを得ない場合は、直接持ち込み（受付時間は「11 問い合わせ先」の問い合わせ時間帯と同じ。）による提出でも差し支えないが、その場合には事前に「11 問い合わせ先」にその旨を連絡すること。
- ③ F A X、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は認めないこと。
- ④ 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めないこと。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあること。
- ⑤ 提出書類については返却しないこと。
- ⑥ 採択又は不採択を連絡するため、宛先等を記載した返信用封筒（長3）を応募書類と同封すること。（切手の貼付は必要ない。）

(2) 留意事項

- ① 提出書類に不備（例：記載のない項目、記入欄の1～2割程度しか埋まっていない項目など）がある場合には、審査の対象とならないので、留意すること。
- ② この補助金を受け入れる場合は、(款)「国庫補助金収入」(項)「国庫補助金収入」(目)「被用者保険運営円滑化推進事業助成金」に計上すること。

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局保険課 担当：大山、渡部、清水

9. 提出期限

令和3年5月21日（金）必着

10. 選定に係るスケジュールの目安

- ・ 令和3年5月21日（金）提出期限
- ・ ～2週間後 審査（書面審査後、ヒアリング審査を行う場合もある）
- ・ ～1週間後 採択又は不採択の連絡、事業開始

*スケジュールは目安であり、状況によって前後する可能性があります。

11. 問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局保険課 データヘルス担当

電話：03-5253-1111（内線3173）

問い合わせ受付時間：平日10時～11時30分、13時～17時まで